

# 経過措置者の認定申請手続スケジュール①

- ① 厚労省医政局長通知に基づく、現在、喀痰吸引等を実施している在宅の介護職員や特別支援学校の教員
- ② 平成22年度、23年度「特養内における14時間研修」受講者

